

府政防第 408 号
令和 7 年 1 月 23 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当)

「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について（通知）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、避難所の指定状況等の調査を実施し、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、下記の事項についてご留意の上、貴管内の市区町村防災担当主管部局に周知いただくとともに、各市区町村において避難所の確保が進むよう、必要な支援をお願いいたします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 指定避難所・指定福祉避難所の一層の指定等

指定避難所・指定福祉避難所については、「避難生活の良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和 6 年 12 月改定）」等に基づき、避難所における良好な生活環境を確保いただきたい。

その際、当該指針等においてスフィア基準（1 人当たり最低 3.5 m²）に沿った十分な避難者の生活スペースの確保等が求められており、想定される避難者数を勘案した上で、指定避難所や協定・届出避難所の一層の指定や、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等に取り組まれない。

2. 協定・届出等による一般避難所・福祉避難所の確保

避難所での避難生活が長期にわたる場合や、あらかじめ指定した指定避難所・指定福祉避難所だけでは避難所が不足する場合等に備えて、災害用備蓄物資を提供すること等を通じて、事前に協定・届出等により行政が把握していただきたい。

3. 車中泊避難用駐車所数等の確保

車中泊避難は、避難所での生活を望まない避難者への支援につながるほか、避難所での避難生活が長期にわたる場合や、あらかじめ指定した指定避難所等だけでは避難所が不足する場合等に備えることになるため、平時から広い車中泊避難用駐車場等を確保するとともに、支援物資の提供方法についての検討をお願いしたい。

4. 旅館、ホテル等の2次避難所の確保

避難所での避難生活が長期にわたる場合や、あらかじめ指定した指定避難所等だけでは避難所が不足する場合等に備えて、平時から公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定等により2次避難所の確保をお願いしたい。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
末崎、坂本、前原、藤川、加藤木
TEL: 03-3501-5191（直通）